

公益社団法人日本演奏連盟 役員報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本演奏連盟（以下「この法人」という。）の定款第 30 条に規定する常勤役員の報酬について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする常勤理事をいう。

(3) 使用人兼務役員とは、この法人の事務局職員であって、この法人の理事を兼ねている者をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、使用人兼務役員には、これを支給しない。

(常勤役員報酬の限度額)

第 4 条 常勤役員に対する報酬額は年額 420 万円以内とする。

(報酬の額の決定)

第 5 条 常勤役員に対する報酬額は、前条により決定された年額を限度として理事会において決定する。

(報酬の支給日)

第 6 条 報酬は、第 4 条に定める年額を限度額として、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第 7 条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第 8 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(退職金及び賞与)

第 9 条 常勤役員に対する退職金及び賞与は、これを支給しない。

(費用)

第 10 条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第 11 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、総会の議決によらなければならない。

附 則

この規程は、公益社団法人日本演奏連盟の設立の登記の日から施行する。